



りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 1 月 6 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所】

「加工貿易に対する規制の緩和について」

中国商務部と海関総署（日本の税関に相当）は、2008 年 12 月 31 日、加工貿易の制限類と禁止類の目録を調整する公告（商務部・海関総署公告 2008 年第 120・121 号）を発表しました。制限類及び禁止類にあたる品目を大幅に削除するというもので、2 月 1 日より実施されます。

欧米の金融危機に起因する世界的な景気減速の影響を最小限にとどめるため、中国政府は昨年夏以降、規制緩和策をより具体的で実効性のある形とし緩和方針を加速しています。2008 年 11 月の中国の輸出額が過去 6 年間で初めて前年同月比減少に転じたことを受け、今後の経済安定成長維持のため、当面加工貿易を維持する必要があるとの判断から、規制緩和へ政策転換したと言えます。

◎加工貿易規制の緩和内容

項目	削除品目数	品目総数に占める割合	削除された品目の例
制限類	1,730 種類	77%	・ 紡績品 ・ プラスチック製品 ・ 木製品 ・ 金・銀・銅・すず・鉄の金属製品 等
禁止類	27 種類	30%	・ 銅製品 ・ ニッケル製品 ・ アルミニウム製品 等

「制限類」や「禁止類」に該当する品目については、120 号・121 号公告に先立ち既に以下の規定が公表されています。これら一連の措置により、上記に該当する削除品目を扱う輸出企業は、コスト削減及び資金繰りの改善が図れると考えられます。

<関連する各規定の内容>

項目	規定内容	緩和後のポイント
制限類 (商務部・海関総署公告【2007】44 号)	加工貿易にかかる輸出入額に応じて保証金を積立	保証金積立が不要
禁止類 (財政部・発展改革委・商務部・海関総署・国家税務総局公告【2006】139 号)	輸出入にかかる関税・増値税の支払が必要（加工貿易でも一般貿易と同様の扱い）	関税・増値税支払が不要 (従来の加工貿易の取扱いが復活。ただし、加工を経していない商品の輸出は不可)

【出所:サウスチャイナ・モーニングポスト紙・中国海関総署ホームページ】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-5223-6672
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。

* 禁無断転載